

令和5年度豚熱経口ワクチン空中散布業務委託の公募型プロポーザルに係る質問と回答

令和5（2023）年10月12日  
栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会

No	仕様書の項目	質問内容	回答
1		<p>散布エリアの自治体およびその他必要な関係者への事前周知・連絡は運航会社にて行うのでしょうか。</p> <p>※ヘリコプターの離着陸場所についての地権者（管理者）との調整も含む</p>	<p>空中散布に係る事前周知及び仕様書2（2）の離着陸場所使用の調整は、協議会がおこないます。</p> <p>一方で、航空法に基づく申請及び届出は、仕様書7（1）に記載のとおり受託者が手続きをおこなうこととしています。</p>
2	9その他（2）	<p>地上の人員・物件に対し危害が及んだ場合の対応方針を明確にすると記載がありますが、運航会社の加入する保険について条件はありますでしょうか。</p>	<p>保険について条件はありません。</p> <p>なお、委託業務の実施中に生じた損害は、受託者の負担としています。ただし、その損害が協議会の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</p>
3	2（1）	<p>散布地域は、「豚熱の発生状況等により変更することがある」とあるが、変更があった場合は、契約金額を含め、変更契約となるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	7（4）	<p>ヘリポートの安全対策については、運航会社にて担い、その際に発生する費用は、見積りにて経費計上するということがよろしいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>